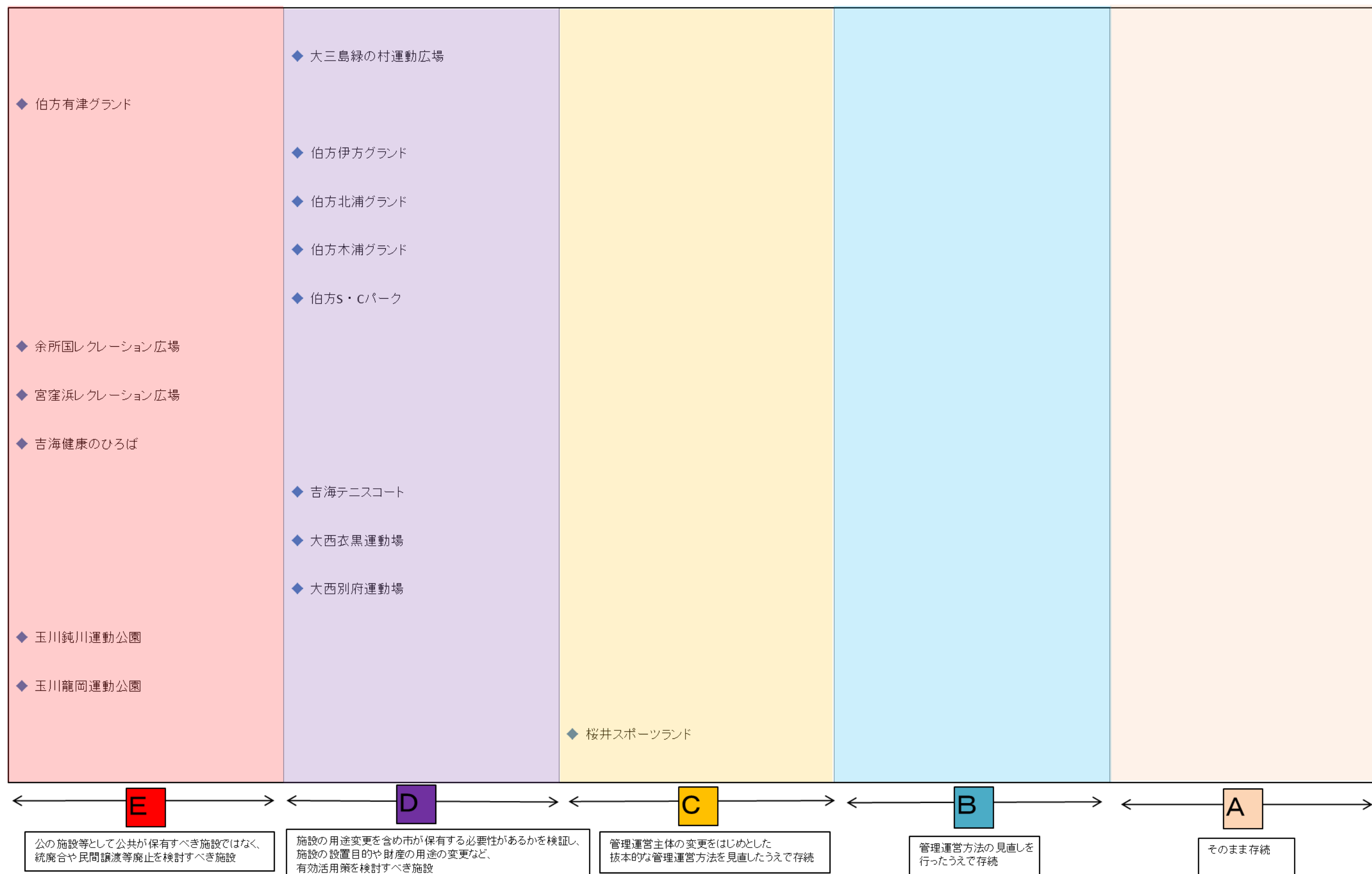


公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【レクリエーション・スポーツ施設】 46スポーツランド



【46 スポーツランド】

評価の概要

『スポーツランド』は、地域住民のスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、各自が自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができ、地域住民の健康増進へ寄与することを目的とした、今治市営スポーツランド条例において設置された施設です。

「今治市スポーツ施設整備計画」を策定しており、この計画に沿った施設整備を行っていきます。

「玉川龍岡運動公園」、「玉川鈍川運動公園」、「吉海健康のひろば」、「宮窪浜レクリエーション広場」、「余所国レクリエーション広場」及び「伯方有津グラウンド」については、同一中学校区内にある同一機能を有した施設間の整理統合が必要であり、現在の利用実態や維持管理経費等を考慮し、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。